

連載トピックス

ストレスチェック制度のスタートに備えて①

平成 27 年 12 月 1 日から「ストレスチェック制度」がスタートします。
 この制度は、同日から施行される改正労働安全衛生法に基づく制度ですが、いくつかの注意点が、それを意識して準備を進めない、と思わぬところで法令違反となる可能性があります。
 今月から数回にわたり、このストレスチェック制度の注意点などを紹介します。まずは、制度の基本を確認しておきましょう。



ストレスチェック制度の基本

<ストレスチェック制度とは>

- ・ ストレスチェック制度は、企業（事業者）が、従業員（労働者）に対して、定期的にストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための医師等による検査）を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促すものです。
 そして、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレス要因そのものも低減させようとするものです。
- ・ さらに、その中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止しようという取組みとなっています。
 （労働安全衛生法に基づき、平成 27 年 12 月 1 日から施行）



ストレスチェック制度

医師等による
ストレスチェック



ストレスの状況の気付きの促進など



高ストレス者からの申出



面接指導



必要な措置

<ストレスチェックのポイント>

- ・ 対象者は、常時使用する労働者です。
- ・ 業種にかかわらず行う義務があります（当分の間、従業員数が 50 人未満の事業場では、努力義務）。
- ・ 頻度は、1 年以内ごとに 1 回、行う必要があります。
- ・ 方法は、調査票を配布し、対象の労働者に記入してもらうことが基本です（IT システムを用いて行うことも可能）。
- ・ ストレスチェックを実施するのは、医師等です。
 ※ 医師等…医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士をいいます。
- ・ ストレスチェックの結果は、ストレスチェックを実施した医師等から直接本人に通知し、本人の同意がない限りは、事業者には提供してはならないことになっています。



当分の間、従業員数が 50 人未満の事業場では、ストレスチェックを行うことが努力義務とされますが、そのような事業場で行う場合は、助成金を申請することができます。

平成 27 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 18 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 26 年度	都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 26 年度
北海道	764 円 (748 円)	滋 賀	764 円 (746 円)
青 森	695 円 (679 円)	京 都	807 円 (789 円)
岩 手	695 円 (678 円)	大 阪	858 円 (838 円)
宮 城	726 円 (710 円)	兵 庫	794 円 (776 円)
秋 田	695 円 (679 円)	奈 良	740 円 (724 円)
山 形	696 円 (680 円)	和歌山	731 円 (715 円)
福 島	705 円 (689 円)	鳥 取	693 円 (677 円)
茨 城	747 円 (729 円)	島 根	696 円 (679 円)
栃 木	751 円 (733 円)	岡 山	735 円 (719 円)
群 馬	737 円 (721 円)	広 島	769 円 (750 円)
埼 玉	820 円 (802 円)	山 口	731 円 (715 円)
千 葉	817 円 (798 円)	徳 島	695 円 (679 円)
東 京	907 円 (888 円)	香 川	719 円 (702 円)
神奈川	905 円 (887 円)	愛 媛	696 円 (680 円)
新 潟	731 円 (715 円)	高 知	693 円 (677 円)
富 山	746 円 (728 円)	福 岡	743 円 (727 円)
石 川	735 円 (718 円)	佐 賀	694 円 (678 円)
福 井	732 円 (716 円)	長 崎	694 円 (677 円)
山 梨	737 円 (721 円)	熊 本	694 円 (677 円)
長 野	746 円 (728 円)	大 分	694 円 (677 円)
岐 阜	754 円 (738 円)	宮 崎	693 円 (677 円)
静 岡	783 円 (765 円)	鹿 児 島	694 円 (678 円)
愛 知	820 円 (800 円)	沖 縄	693 円 (677 円)
三 重	771 円 (753 円)		
全国加重平均額			798 円 (780 円)

最低賃金の計算方法

- 時給制の場合：「時間給 ≥ 最低賃金額」なら OK
- 日給制の場合：「{日給 ÷ 1 日の所定労働時間} ≥ 最低賃金額」なら OK
- 月給制の場合：「{(月給 × 12) ÷ 年間総所定労働時間} ≥ 最低賃金額」なら OK



* 最低賃金の対象から除かれる賃金額

- ・臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ・所定労働時間を超える時間の労働、所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金、休日割増賃金など）
- ・午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

365 日の誕生花・花言葉

11月 6日



カーネーション（白）
花言葉：清らかな愛

地中海沿岸が原産の多年草です。学名は「ゼウスの花」の意味ともいわれ、バラとともにダイヤモンドと比べられるほど美しいとされていました。

BrainStar
株式会社 ブレインスター
代表取締役 上田 正順
〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F
TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065
URL:http://brainstar.jp

助成金加算もあり！ 「若者雇用促進法」に基づく認定制度がスタート

新しい認定制度は、通常国会で成立した「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、若者の雇用・育成に積極的に雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定するものです。

求職者等に対し、「安心して働くことができる企業である」と厚生労働省がお墨付きを与えるもので、認定企業は助成金の加算措置を受けることもできます。

キャリアアップ助成金では、35歳未満の有期契約労働者等を正規雇用等へ転換する場合、1人あたり10万円加算され、最大60万円が支給されます。

キャリア形成促進助成金では、「若年人財育成コース」を活用した場合、経費助成率が2分の1から3分の2へ引き上げられます。

トライアル雇用奨励金では、35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大4万円のところ、5万円が支給されます（最長3カ月間）。

常時雇用する労働者が300人以下の事業主が、認定基準をすべて満たす場合、都道府県労働局へ申請することにより、

認定通知書が交付されます。

具体的な認定基準の内容は次の通りです。

- ① 若者対象の正社員募集等をしている。
- ② 若者の採用や人材育成に積極的に取り組んでいる。
- ③ 離職率や月平均所定外労働時間等が一定以下、かつ有給休暇取得率、育児休業等取得率が一定以上である。
- ④ 所定の雇用情報（採用者数・離職者数、人材育成制度の内容、所定外労働時間数等）を公表している。
- ⑤ 過去3年間に新卒者の採用内定取消しを行っていない。
- ⑥ 助成金の不支給措置を受けていない。
- ⑦ 過去1年間に事業主都合の解雇または退職勧奨を行っていない。
- ⑧ 重大な労働関係法令違反を行っていない。

厚生労働省が11月頃に公開を予定しているポータルサイトに企業情報が掲載されるほか、都道府県労働局・ハローワークが開催する認定企業限定の就職面接会等への参加により、自社をアピールすることができます。

また、同時期に公表予定の認定マークを自社の商品・広告等に使用することができます。

マイナンバーを含む職員全体研修を実施しました

日時：平成27年9月27日
場所：社会福祉法人（佐賀）
講師：上田 正順



社会福祉法人様の職員研修発表会の中で「リスクマネジメント研修」と題しまして、個人情報の重要性や来年1月の施行が目前に迫ったマイナンバー制度に関連して情報管理のリスクマネジメント研修を実施しました。当日は理事長をはじめ約120名の職員様に聞いて頂き、真剣な表情で耳を傾けていました。

さて、いよいよ平成28年1月から国の威信をかけたビッグプロジェクトであるマイナンバー制度がスタートします。最近になってやっとニュースや新聞などでも頻繁に取り上げられるようになりこの制度がどういったものなのか、何の目的の為に導入されるのか、国民にどのような利便性があるのだろうか、またはどのようなリスクがあるのだろうかなど意識しはじめた方も少なくないと思います。

この制度に伴い一方では、すでに官僚による汚職事件や自動交付機の設定ミスにより、住民票にマイナンバーが誤記載され発行された事例なども世間を騒がし記憶に新しいものだと思います。

今回の研修ではマイナンバー制度の目的や制度趣旨、個人情報の重要性、漏洩したときの恐さなどを主に説明させていただきました。マイナンバー制度の導入により、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤が構成され、国民にとって利便性の高い明るい社会になることが予想されます。その反面、流出や漏洩により国民のプライバシーが侵害される危険性などのデ

メリットが存在するのも事実です。またマイナンバー法は一般法である個人情報保護法の特別法に位置づけられ、罰則が非常に厳しく、最も重いもので「4年以下の懲役、または200万円以下の罰金または併科」と定められています。そして、この法定刑には両罰規定が定められており、知らなかった…分からなかった…では済まされません。よって、直接マイナンバーを扱う経理や人事の担当者だけでなく職員の皆様一人一人が最低限の知識を持ち、個人情報の重要性を理解することは大切なことだと思います。

また、法人や企業としても101名以上雇用する事業主様は特定個人情報取扱規定の作成、届出が義務化されています。100名以下の事業主様でも義務ではありませんが作成しておく事が望ましいと考えられます。少なくともマイナンバー制度について全職員に遵守すべき事項や禁止事項、法人や企業への協力等を就業規則に明記し周知することは重要なことだと思います。

そこで当社としても、これらのマイナンバー制度に向けての規程作成や就業規則の見直し、職員様への研修、説明会などご要望ありましたらお手伝いさせていただきたいと思えます。マイナンバー制度を迎えるにあたり、分からないことやお困りの事などありましたら是非、当社までご連絡ください。



お仕事カレンダー

11/10

- ・一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- ・10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/15

- ・所得税予定納税額の減税申請

11/30

- ・10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- ・所得税の予定納税額の修正申告
- ・所得税の予定納税額の支払
- ・個人事業税の納付（納付対象：第2期分）
- ・9月決算法人の確定申告・翌年3月決算法人の中間申告
- ・12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告

中小企業退職金共済（中退共）制度が変わります

中小企業退職金共済法の一部改正

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成27年法律第17号）が平成27年5月7日に公布されていますが、改正中小企業退職金共済法が平成28年4月1日から施行（一部は平成27年10月1日施行）されます。

今回の改正では、勤労者退職金共済機構における資産運用のリスク管理体制を強化するとともに、制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し、加入者の利便性の向上等が盛り込まれています。

改正の内容

改正の内容は次の通りです。

1. 資産運用に係るリスク管理体制の強化（今年10月1日施行）

資産運用業務に対するリスク管理機能等を強化するため、勤労者退職金共済機構に厚生労働大臣が任命する委員から構成される「資産運用委員会」を設置し、資産運用の重要事項に係る審議等を行う。

2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し（来年4月1日施行）

- (1) 特定退職金共済事業からの資産移換
特定退職金共済事業を廃止する団体から、事業主単位で中退共制度へ資産移換することを可能とする。
- (2) 確定拠出年金制度（DC）への資産移換
共済契約者（中退共制度に加入している事業主）が中小企業者でなくなった場合、事業主単位で中退共制度から確定拠出年金制度（DC）（企業型）へ資産移換することを可能とする。
- (3) 制度間通算における金額移換の実施
中退共制度と特定業種退職金共済制度間等の通算において、通算できる金額の上限を撤廃する。
- (4) 企業間通算の申出期間の延長
被共済者（中退共制度に加入している従業員）が転職等により中退共制度間等を移動した場合の通算の申出期間を、現行の2年以内から3年以内へ延長する。
- (5) 建設業退職金共済制度の退職金支給方法の見直し
建設業退職金共済制度における退職金が支給されない掛金納付期間を、現行の24月未満から12月未満へ短縮する。
- (6) 未請求退職金発生防止対策の強化
勤労者退職金共済機構が住基ネットを活用して退職金未請求者の住所把握を行うことを可能とする。



今後 開催予定の講演・セミナーのご案内！

■ 講演

＜福岡市保育協会園長会＞

期日：12月10日（木） 福岡市

内容：マイナンバー制度とその他法改正のポイント

■ セミナー

＜障がい者支援施設及び保育園の経営者セミナー＞

期日：1月16日（土） 西鉄イン福岡

内容：退職金制度設計とその他法改正のポイント

詳細が決まりましたら、またご案内させていただきます。

紅蘭亭様にてBS決起集会を行いました！

10月2日に、紅蘭亭様にてブレインスター決起集会を行いました！川内の乾杯のあとは、おいしすぎるお料理が並び、久しぶりに仕事も忘れて話も盛り上がります。上田の紹興酒もすすみます！社員も総勢14名になりましたが、気持ちをひとつに今年最後の繁忙期を乗り切るべく、代表の上田とともに熱く語り合いました！！

最後になりましたが、素敵な時間と場所を提供していただきました紅蘭亭様には、社員一同深く御礼を申し上げます。



「番号法」が施行！マイナンバーに関する最新情報

ついに「番号法」が施行

10月5日に「番号法（マイナンバー法）」が施行されましたが、施行と前後して各省庁などからマイナンバーに関する最新情報が出されています。

本人に交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載について（10/2）

所得税法施行規則等が改正され、「本人に交付する源泉徴収票や支払通知書等には個人番号の記載が必要ないこと」が明らかになりました。これは、本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報の漏えいや減失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや郵便事故等による情報流出のリスクが高まることになった声に配慮したものです。

個人番号の提供を拒否された場合の対応について（10/5）

特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に関するQ&Aが最新版に更新され、「個人番号の提供を拒否された場合の対応」が明らかになりました。

これによると、法定調書作成などに際し従業員から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は法律で定められた義務であることを伝え、提供を求める必要があります。

それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておかなければなりません。経過等の記録がないと、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できないためです。

年金機構に添付書類として提出する住民票について（10/7）

日本年金機構がマイナンバーに関する文書（日本年金機構に提出する住民票についてのお願い）を公開し、年金請求時などに必要な書類（添付書類）として住民票を同機構に提出する場合には「個人番号（マイナンバー）が記載されていない住民票を提出する必要があること」が明らかになりました。

これは、一連の「不正アクセスによる情報流出事案」の影響により、当分の間、同機構においては個人番号（マイナンバー）の利用ができなくなっているためです。

